

療養病床の経過措置に係る残された論点について

- 第22回医療部会において、医療療養病床の看護配置基準について経過措置を設けることは、異論が出なかったところ。一方、入院患者に対する看護職員の配置を5:1とするか、6:1とするかについては、療養病棟入院基本料のうち特別入院基本料を算定している病院の実態を踏まえて検討すべきとされた。
- 特別入院基本料を算定する病院の状況は、以下のとおりである。

都道府県名	北海道	宮城	秋田	山形	福島	茨城	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	福井	長野	静岡	愛知	大阪	鳥取	広島	佐賀	長崎	宮崎	鹿児島	計
病院数 (うち公的病院 もしくは不採算 地区病院)	9 (9)	1	1	2	1 (1)	2	2	3 (1)	3	1	1	2	1	3	4	1	1	2	1	2	1	1	45 (11)
病床数	204	20	18	62	50	44	31	77	102	8	200	37	8	182	64	6	17	23	16	90	24	23	1306

(出典)厚生労働省保険局医療課調べ

【今後の対応】

- 特別入院基本料を算定している病院は、都市部や地方を含め、全国に分布している。こうした病院の中には、看護師の確保が困難と考えられる中で地域医療において重要な役割を果たしているいわゆる不採算地区病院^(注1)(5病院)や公的病院(11病院^(注2))等も含まれているところ。
- こうした点に鑑みれば、厳しい需給状況の中で看護職員を確保する医療機関に配慮し、医療療養病床に係る医療法上の経過措置については、現在4:1を満たしていない医療療養病床に限り、現行の6:1の経過措置を6年間延長することとしてはどうか。

(注1)※総務省定義による。

第1種不採算地区病院:直近の一般病院までの移動距離が15キロメートル以上となる位置に所在すること

第2種不採算地区病院:直近の国勢調査における「人口集中地区※」以外の区域に所在すること

※原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境界内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域

(注2)不採算地区5病院は公的病院11病院の中に含まれる。